

IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

障害のある子ども一人ひとりの自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに応じた切れ目のない一貫した教育や療育を行います。また、障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営み、適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう雇用・就労の促進に取り組むとともに、自らの可能性を追求し、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて、学習活動、スポーツや芸術・文化等に親しむ機会の充実に努めます。

1 障害のある子どもの教育・育成の充実

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、子ども一人ひとりの自立と社会参加を実現するためには、家庭や地域、専門家や支援団体等のほか、教育・保健・医療・福祉・労働等の各分野が連携し、個別の教育的ニーズや障害の特性に応じたきめ細かな支援を、乳幼児期から成人期まで切れ目なく一貫して行うことが重要です。

そのため、個別の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を提供し、引き継いでいくための多様で柔軟な仕組みの整備に努めます。また、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、合理的配慮の提供等の充実を図るなど、特別支援教育を着実に進めます。

(1) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先が決定できるよう、市町村教育委員会を支援します。
- ・専門家等の指導助言により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた質の高い合理的配慮を提供するよう努めます。
- ・特別な教育的ニーズのある子どもに、適切な指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を提供し、それぞれの充実を図ります。
- ・特別支援教育に関する校内委員会の充実を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用し、校種間の連携を推進します。
- ・小・中学校・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒への理解啓発を図るとともに、巡回指導員等による小・中学校・高等学校等の教員への研修を行い、校内の支援体制を整備します。
- ・幼・小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒の学校（園）生活を支援するため、市町村が配置するスタディ・メイト（特別支援教育支援員）の養成・資質向上を支援します。

- ・特別支援学校における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家を活用した研修による専門性の向上や地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実を図ります。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学校に看護師を配置して医療的ケアを実施します。
- ・家庭や地域、専門家、支援団体等や関係機関等との連携などによる、特別支援学校における社会に開かれた教育課程を実施します。
- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。（再掲）
- ・手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。（再掲）
- ・幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。（再掲）
- ・教育職員免許法認定講習の実施等により、特別支援学校における教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図るなど、特別支援教育担当教員の指導力の向上と専門性を高めるため取組を推進します。
- ・障害のある幼児児童生徒の就学のために必要な諸経費を支援します。
- ・高等教育機関（大学・短大等）に通学する障害のある人が適切に教育を受けることができるよう必要な支援に努めます。
- ・卒業後の職業的自立のため、特別支援学校における職業教育を充実するとともに、事業所や公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化します。
- ・教育内容の充実のため、教材やICT機器の整備を図るとともにICT機器を活用した効果的な授業を一層推進します。
- ・「富山県学校施設長寿命化計画」に基づき、特別支援学校を含めた県立学校の改修等を順次実施します。
- ・身体に障害のある生徒を高等学校に受け入れるため、トイレの洋式化や手すり等を設置・改修するなど、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、校舎の改善を図ります。
- ・遠距離通学や障害のため通学が困難な児童生徒の通学の便及び安全確保のため、特別支援学校の通学用バスの運行や介助員配置など通学環境の充実に努めます。

(2) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進

① 就学前からの教育支援体制の充実

- ・障害のある幼児児童生徒に最もふさわしい教育を推進するため、就学相談や教育相談体制を充実します。
- ・障害のある幼児児童生徒や保護者に最も適切な教育機関・教育内容に関する情報を提供するため、特別支援学校等において学校見学会や就学についての相談等を実施します。
- ・総合教育センター教育相談部を中心とした特別支援教育の相談機能・体制を充実します。

② 生涯学習の推進

- ・各種教養講座、講演会等について、点字広報、声の広報等により開催情報を提供するとともに、開催会場のバリアフリー化に努めます。
- ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を推進し、聴覚障害者及び盲ろう者の学習活動を支援します。

- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します。
(再掲)
- ・障害のある人の図書の利用を促進するため、図書館内の車椅子優先席を充実するほか、広域的な相互貸借の促進や図書の郵送貸出制度の普及を図ります。

(3) 地域療育体制の整備

① 就学前からの教育支援体制の充実

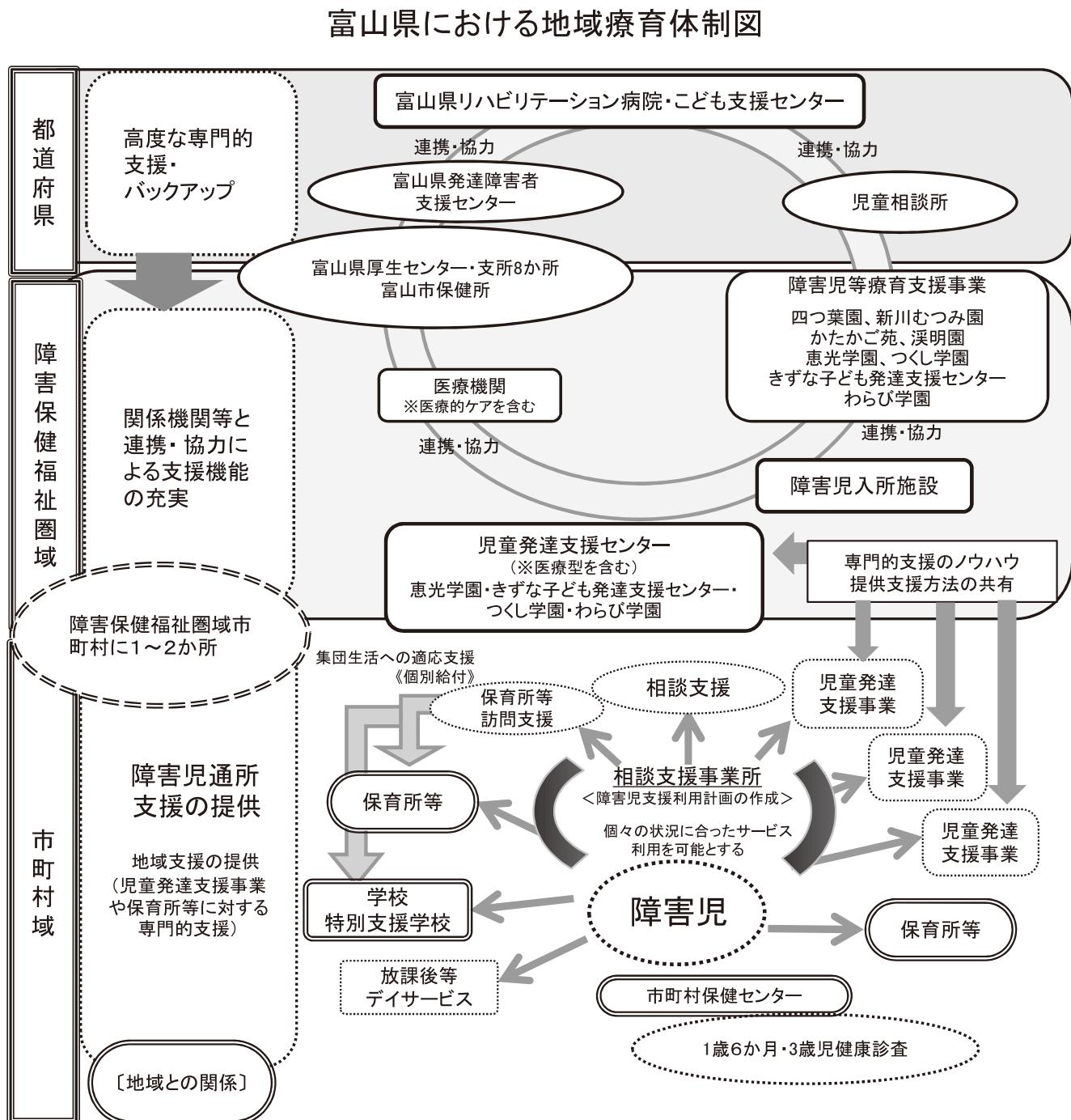
- ・児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援、日常生活用具等の提供など、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。
- ・児童発達支援センターにおいて、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。
- ・乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実するとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、富山県発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化し、障害のある子どもやその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。
- ・地域の幼稚園・保育所が受け入れ可能な障害のある子どもの入園・入所を支援するとともに、職員に対する研修を実施します。
- ・障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。(再掲)
- ・在宅重症心身障害児者の家庭への訪問指導や訪問診査を行うとともに、児童相談所等において療育等各種相談、情報提供を行います。
- ・医療的ケア児等に対する医療、福祉、保健等の関係機関による支援体制の構築を図ります。
- ・医療的ケア児等の支援について関連分野との調整を総合的に行うコーディネーターの配置の促進に努めます。
- ・障害のある子どもの放課後等の遊びや生活の場を設ける「障害児わくわく子育て支援事業」を推進します。
- ・障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費に対して補助することにより、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ります。

② 福祉施設等における療育機能の充実

- ・施設職員等関係職員に対し専門研修の実施や療育等に関する情報提供等を行い、職員の資質の向上を図ります。
- ・地域で生活する重症心身障害児者の支援のため、医療的ケア児等を含む重症心身障害児者に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。(再掲)
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、他職種との連携によるチーム医療体制により重症児等への対応力を強化するとともに、短期入所や通所サービスなど、重症児の在宅支援機能を強化します。
- ・身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療的ケアの必要な重症心身障害児者等の受入施設への支援を行います。

- ・障害児入所施設において、専門的機能や地域支援機能の強化を図ります。
- ・障害児通所支援事業所及び障害児入所施設において、障害のある子どもに対し質の高い専門的な発達支援を行う施設として、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

図 富山県における地域療育体制図



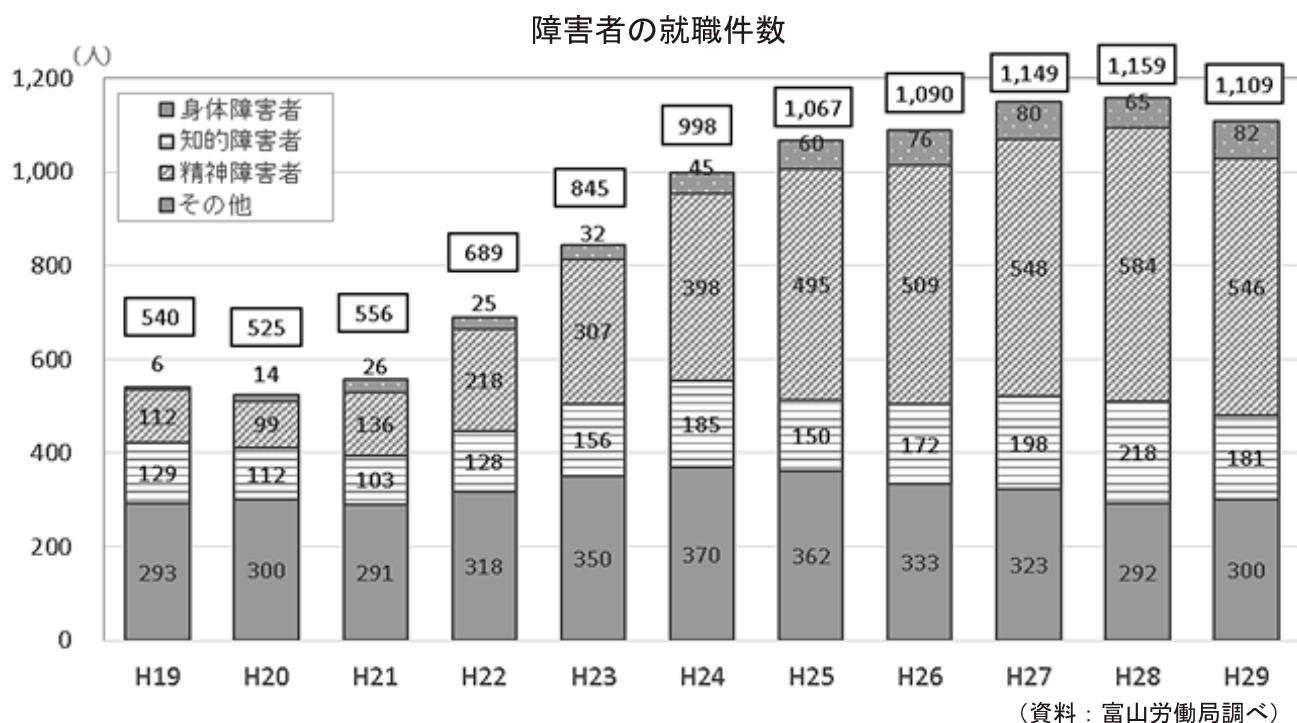
2 雇用・就労の促進

障害のある人が、経済的に自立し地域で質の高い生活を営むためには、就労する（働く）ことが重要であり、社会活動への参加や自己実現にもつながります。働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、雇用・就労の促進のための支援が必要です。

本県では、雇用障害者数は年々増加しており、障害のある人の法定雇用率を達成している企業の割合は全国平均を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していません。

また、公務部門では、平成30年8月以降、本県を含め、国や県、市町村などにおける障害者雇用に関する不適切な算定等が全国で相次いで判明しましたが、再発防止と積極的な障害者雇用に取り組む必要があります。平成30年度から、障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、法定雇用率も引き上げられたことなどを踏まえ、多くの障害のある人が企業等に就職し、職場に定着できるよう、国（富山労働局、各ハローワーク）をはじめとする関係機関との連携により、事業主等の障害者雇用に対する理解を深め、障害のある人の就業機会の拡大や職場定着への支援を促進します。

また、企業等に雇用されることが困難な障害のある人の福祉的就労の充実と、多様な就労の場の確保等による工賃水準の向上に取り組みます。



(1) 障害のある人の雇用促進、就労支援

① 職業能力の開発

- ・職業能力開発校（県技術専門学院）において、障害のある人が職業訓練を受講しやすい環境づくりに努めるとともに、民間の企業等を活用した障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練を実施するなど、職業能力開発における機会の拡充を図ります。
- ・富山県障害者技能競技大会の開催を支援し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持ってもらえるよう、障害のある人に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上に努めます。

- ・障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、その雇用の促進を図るため、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加を奨励するとともに、上位入賞者に対する表彰を行います。
- ・国の障害者人材開発促進旬間（11月上旬）に、報道機関等と連携し、障害のある人に対する職業訓練等の紹介を行い、障害のある人の職業能力開発の啓発を促進します。

② 雇用の促進

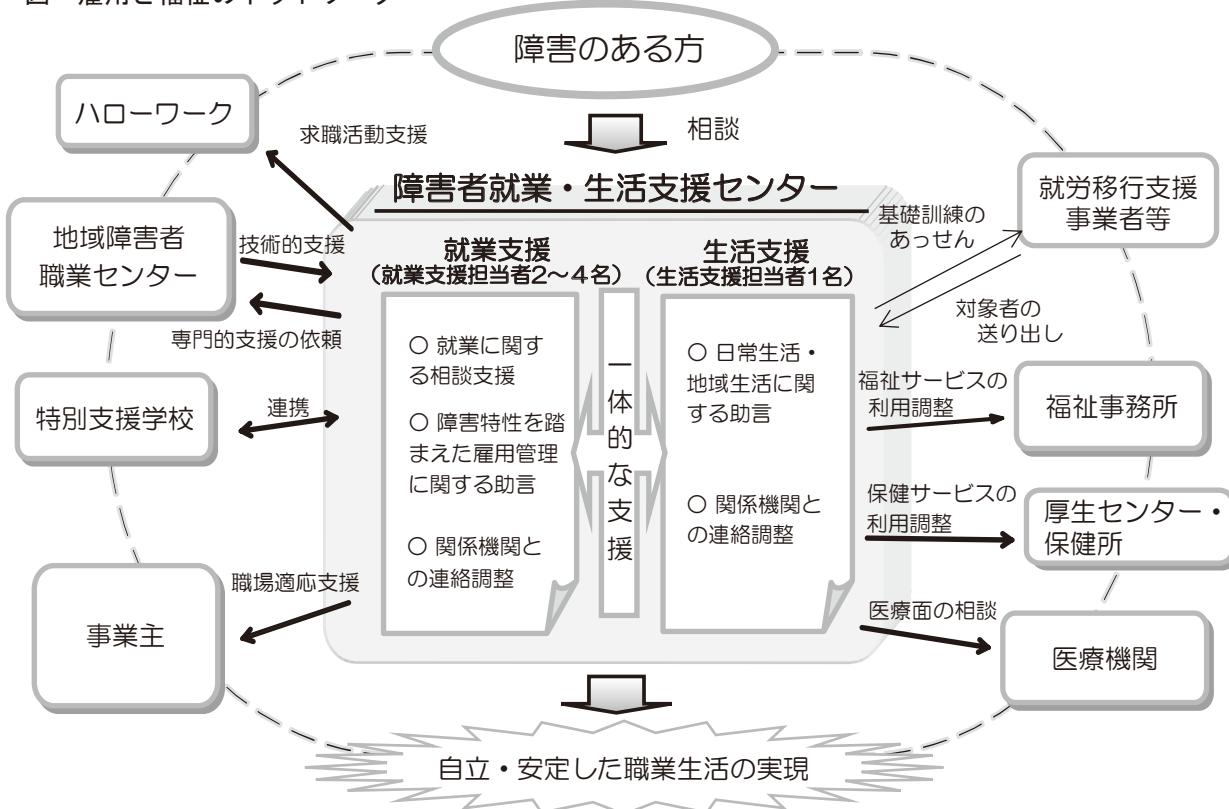
- ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守し、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人がその能力を十分發揮できる場の創出や、国から示される指針等に基づき、障害の内容や程度に応じた合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。
- ・障害者雇用促進法で規定された、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務）について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります。（再掲）
- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害のある人の就労支援機関や医療機関、富山県発達障害者支援センター、富山県難病相談・支援センターなどとの連携を強化します。
- ・ヤングジョブとやまにコーディネーターを配置し、障害のある学生に対し、インターンシップ体験や短期の職場実習を実施し、就職を支援します。
- ・障害のある人と企業の交流会の実施などネットワーク形成による就労を支援します。
- ・身体、知的障害のみならず精神、発達障害など障害特性に応じ、例えば定着支援を強化するなど就労支援の実施による障害のある人の雇用率を引き上げます。
- ・就労を希望する障害のある人と求人企業が一堂に会する「障害者合同企業面接会」を開催し、障害のある人と企業の効果的なマッチングに取り組みます。
- ・県が配置する障害者雇用推進員の企業訪問により、国や県の障害者雇用施策等を周知するとともに、収集した障害者雇用の好事例をホームページ等で提供します。
- ・障害のある人の能力や障害の特性に応じた多様な雇用・就業形態がとれるよう、短時間勤務やITの活用などによる在宅勤務等について事業主の理解の促進に努めます。
- ・障害者雇用の大きな受け皿となり得る特例子会社制度の積極的な周知・啓発を図ります。
- ・一般就労への移行を促進するため、障害者就業・生活支援センターを活用し、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」を推進します。
- ・障害のある人を一定期間試行雇用（トライアル雇用）する制度を広く周知し、障害のある人の円滑な常用雇用への移行を支援します。
- ・医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、精神障害者社会適応訓練事業を実施するなど、精神障害者の社会的自立と社会復帰を支援します。（再掲）
- ・福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。（再掲）
- ・特別支援学校と事業所や関係機関が連携し、高等部生徒の就業体験を推進し、雇用の促進を図るとともに、特別支援学校就労コーディネーターや障害者就労サポートの配置による職場開拓や定着支援など、高等特別支援学校等における障害の状態に応じた就労支援の充実を図ります。

- ・特別支援学校の高等部生徒に、社会と仕事に対する理解を深めてもらうため、県庁における職場体験の受入れを実施します。
- ・9月の「障害者雇用支援月間」に、優良事業所や優秀勤労障害者に対する表彰等を実施するなど、障害者雇用に関する理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。
- ・障害者雇用率が高いなど、障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を県が認証し、その取組等をホームページで紹介する制度を実施します。
- ・富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用の促進を図ります。
- ・法定雇用率未達成企業の割合が高い中小企業の経営者等を対象として、障害者雇用に際しての配慮すべき点や、優良企業の事例紹介・見学会等を内容とする実務講座を開催します。
- ・県の物品等の発注において、障害のある人を多数雇用する事業所や障害者就労施設等に対する優遇措置を実施します。

③ 総合的な就労支援

- ・障害者就業・生活支援センターに障害のある人の職業的自立を支援する専任職員を配置し、個々の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて就業と日常生活の両面から支援します。
- ・障害のある人が職場に円滑に適応し、安定した職業生活を送れるよう、直接職場との調整・助言を行う、ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を推進します。
- ・職業生活相談員の配置など事業主による職業生活相談体制の整備や、事業所内での「障害者職場定着推進チーム」の設置を促進し、障害のある人の職場定着を図ります。
- ・障害のある人が解雇されたり離職するときに、就労支援期間が過ぎている場合や、特に、親亡き後に、これまで支援機関とつながりの少ない、軽度の障害者（知的、精神）が退職するときには支援が必要とされるので、支援機関によるフォローアップ体制の強化を図ります。

図 雇用と福祉のネットワーク



(2) 福祉的就労の充実

① 就労支援事業所等の設置促進

- ・就労支援事業所等の設置を促進するため、施設整備等に対して支援します。

② 工賃向上の支援

- ・「障害者優先調達推進法」に基づいて調達方針を毎年作成し、政策目的随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの優先的発注に努めます。
- ・「富山県工賃向上支援計画」に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入、農福連携などによる新たな就労分野の開拓などを支援する事業の実施により、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。
- ・障害者就労施設等の製品を紹介しているWEBサイト「トナリネ」や「ハーティとやま」、「農福連携マルシェ」等のイベントを通じて販売することにより、製品の販路の確保、拡大に努めます。（一部再掲）
- ・富山県社会就労センター協議会（セルプ協）に設置された、企業が必要とする物品・役務の内容に応じて受注可能な事業所へ繋ぐといったコーディネーター的機能を果たす共同窓口等に関する情報について、障害者就労施設等への提供に努めます。
- ・富山県リハビリテーション・こども支援センターに、障害のある人の就労や県民との交流の場となる飲食スペースを整備し、就労訓練や工賃向上、障害や障害のある方への理解促進に繋げます。



就労施設等の製品を販売する農福連携マルシェ

3 社会参加活動の推進

障害のある人がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、人生を豊かでうるおいのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにもつながります。また、障害のある人とい人がスポーツや芸術・文化活動を通じて交流することは、障害や障害のある人に対する県民の理解が深まることが期待されます。2020年に開催される東京2020パラリンピック競技大会は、障害のある選手が繰り広げる圧倒的なパフォーマンスを直に目にする絶好の機会であり、障害者スポーツの裾野の拡大と、障害や心のバリアフリーへの理解の促進が期待されます。

このため、障害のある人が日常的にスポーツや芸術・文化に親しみ参加できるよう、障害のある人のスポーツや芸術・文化活動の振興を図るほか、各種生活訓練等を行う社会参加促進事業の推進により、障害のある人の生活能力の向上や生活の幅を広げるよう支援します。

(1) スポーツ活動の振興

- ・関係機関・団体と連携し、障害者スポーツへの理解と認識の拡大を図るとともに、障害のある人もない人も、共に障害者スポーツ体験イベントやスポーツ教室、大会等に参加できる機会の充実に努め、相互理解と交流を促進します。
- ・県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントや富山マラソン、湾岸サイクリングなど、市町村やスポーツ関係団体との連携による年齢や障害の有無等にかかわらず、気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりを推進します。
- ・子どもや若者、高齢者、障害のある人など幅広い県民が楽しめる文化スポーツ施設の整備等によるスポーツ環境の充実に努めます。
- ・福祉施設等の児童、生徒のプロスポーツ観戦を無料招待する事業に対する支援に努めます。
- ・障害のある人のスポーツ人口の拡大や競技水準の向上を図るため、スポーツに関する情報提供、各種スポーツ教室の実施、用具の貸与等や、富山県障害者スポーツ大会の開催など、障害者スポーツの普及促進に努めます。
- ・東京2020パラリンピック競技大会開催を契機に、より多くの県民や企業等が障害者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。
- ・東京2020パラリンピック競技大会への参加を目指し、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図るため、全国障害者スポーツ大会等への選手派遣等を奨励し、また、世界水準の選手の国際的なスポーツ大会への参加を支援します。
- ・障害者スポーツ指導員や障害者スポーツ審判員を養成するとともに、資質の向上を図ります。
- ・精神障害者レクリエーション大会や精神障害者スポーツ大会の開催について支援します。
- ・障害者スポーツクラブやN P O法人等、民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ大会に対して支援します。
- ・県立体育施設利用料等の障害のある人に対する減免措置制度の周知に努めます。



本県初となるパラリンピックでのメダル獲得
(ボッチャ競技)



全国障害者スポーツ大会への出場
(陸上競技)

(2) 文化芸術活動等の振興

- ・富山県障害者芸術活動支援センターによるアール・ブリュットなど芸術文化に関する相談支援や情報提供、人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保、関係者によるネットワークの構築等を図ります。
- ・障害者施設における芸術文化・レクリエーション活動を推進するとともに、施設が地域における芸術文化・レクリエーション活動の拠点となるよう支援します。
- ・障害者団体による芸術作品展の開催等、障害のある人の主体的な芸術文化活動を支援します。
- ・こころの健康フェスティバルにおいて精神障害者の作品を展示するなど、精神障害者の文化活動の発表の場を提供します。
- ・県立施設観覧料等の障害のある人に対する減免措置制度の周知に努めます。



アール・ブリュット展



富山県障害者芸術活動支援センター
「ぱーと◎とやま」の開設

(3) 社会参加促進事業等の推進

- ・障害のある人等の生活の質的向上を図るため、歩行訓練講習会、家庭生活教室など、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。
- ・障害のある人の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業を活用してスポーツ・レクリエーション教室の開催や文化芸術活動の振興などの社会参加支援に取り組むよう、市町村に働きかけます。
- ・身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。(再掲)